

# 古河市教育情報セキュリティポリシー

## ～基本方針～



平成 21 年 11 月 10 日 策定  
令和 8 年 4 月 1 日 全部改正  
古 河 市 教 育 委 員 会

## 教育情報セキュリティ基本方針

### 1. 目的

本基本方針は、学校が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、教育委員会が実施する情報セキュリティ対策について、基本的な事項を定めることを目的とする。特に、児童生徒の個別最適な学びと協働的な学びを充実させ、教職員の働き方改革を実現する教育DXを推進しつつ、安全かつ効率的な情報活用を実現することを目的とする。

### 2. 定義

本書における用語は、巻末の「用語解説／索引」にて定義する。

### 3. 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として以下を想定し、適切な情報セキュリティ対策を実施する。

#### • 外部要因による脅威

部外者の侵入、不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃（DoS 攻撃及びDDoS 攻撃）、標的型攻撃、ランサムウェア等のサイバー攻撃、重要情報の詐取、内部不正等、意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去等

#### • 内部要因による脅威

情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等

#### • 災害等による脅威

地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

#### • 大規模・広範囲にわたる疾病による脅威

要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

#### • インフラ障害からの波及

電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラ障害からの波及等

## 4. 適用範囲

本基本方針が適用されるのは、学校の施設及び学校が保有する情報資産とする。これには、教職員が利用する校務系情報、児童生徒が利用する学習系情報、およびこれらを生成・保管・流通する媒体（紙、ネットワーク、サーバ、端末等）、クラウドサービス全般を含むこととする。

## 5. 教職員等の遵守義務

古河市立学校管理規則第15条に定める職員、教育委員会事務局職員、学校及び教育委員会事務局に勤務する教職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって教育情報セキュリティポリシー及び実施手順を遵守しなければならない。また、児童生徒においても本ガイドラインに規定した対策について遵守するよう、教職員等及び保護者が適切に指導を行う。

## 6. 情報セキュリティ対策

前記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

### ①組織体制

学校の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

### ②情報資産の分類と管理

学校の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

### ③情報システム全体の強靱性の向上

教育現場におけるクラウド活用が進展する中で、情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、強固なアクセス制御による対策を講じる。

### ④物理的セキュリティ

サーバ等、情報システム室等、通信回線等及び教職員等、学習者用端末の管理について、物理的な対策を講じる。

⑤人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、教職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、児童生徒を含め、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

⑥技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、強固なアクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講ずること。

## 7. 運用

情報システムの監視、セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託及びクラウドサービス利用時のセキュリティ確保等、教育情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産への侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため緊急時対応計画を策定する。